

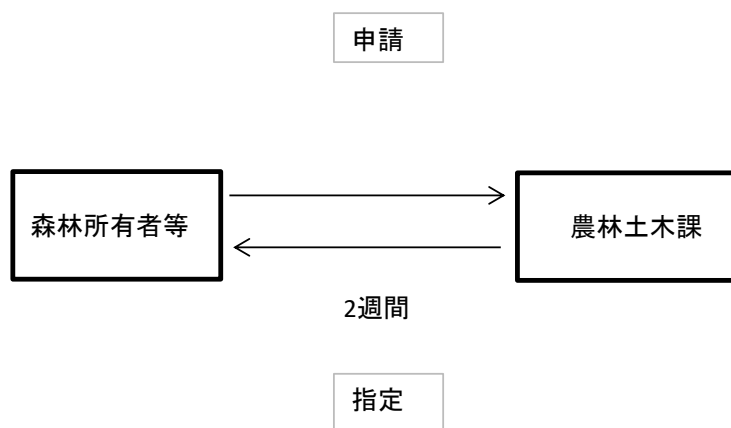
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 1

処 分 名	特用林の指定	
処 分 の 概 要	特用樹種に属する樹木が生育している森林について、特用林に指定する。	
根 拠 法 令 名	森林法(昭和26年法律第249号)	
条 項	第10条の8第1項第7号	
所 管 課	農林土木課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	2週間	
標 準 処 理 期 間	計	2週間
審 査 基 準	<p>「森林法に基づく市町村の長及び都道府県知事の処分に係る審査基準等について」(平成6年9月29日6-7)に基づき審査する。</p> <p>【根拠法令等】 森林法</p> <p>第10条の8第1項 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつてゐる民有林(第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林及び第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。)の立木を伐採するには、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(7) 法令によりその立木の伐採につき制限がある森林で農林水産省令で定めるもの以外の森林(次号において「普通林」という。)であつて、立木の果実の採取その他農林水産省令で定める用途に主として供されるものとして市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき指定したものにつき伐採する場合</p> <p>森林法施行規則</p> <p>第10条 法第十条の八第一項第七号の農林水産省令で定める森林は、次のとおりとする。 (1)～(14) 略</p> <p>第11条 法第十条の八第一項第七号の農林水産省令で定める用途は、樹液、樹皮又は葉の採取とする。</p> <p>森林法に基づく市町村の長及び都道府県知事の処分に係る審査基準等について(平成6年9月29日6-7)</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※申請書の受付時に、指定決定の予定日を申請者にお知らせする。